

会 議 録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 第7回会議
開催日時	平成15年8月1日(金) 午後1時30分から午後2時25分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 山口委員 竹之中委員(欠席 吉田委員) 事務局：坂井企画部長 高根企画課長 矢口ごみ減量推進課長 神野主幹 飯島課長補佐 高橋主査 河合主任
議題	1 委員の辞職及び委嘱について 2 個別案件「一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について」の諮問 3 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について 4 その他
会議資料の名称	使用料等の適正化に関する基本方針 ..... 資料1 一般廃棄物処理手数料(し尿)の改定について ..... 資料2
記録方法	会議内容の要点記録

会議内容 発言者名	発言内容
	<p>第6回会議録の内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前配布した会議録の内容で承認</li> </ul> <p>議題1「委員の辞職及び委嘱について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田口委員から、人事異動により辞任の申し出があったことを報告</li> <li>・新委員として、田口委員の後任の山口委員が就任し、市長から委嘱</li> <li>・山口委員自己紹介</li> </ul> <p>議題2「個別案件「一般廃棄物処理手数料（し尿）の改定について」の諮問」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別案件を市長から審議会に諮問（諮問後に市長退席）</li> </ul> <p>議題3「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会答申を踏まえ作成した庁内基本方針について、事務局から説明</li> </ul> <p>個別案件「一般廃棄物処理手数料（し尿）の改定について」審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量推進課長から案件の説明</li> <li>・欠席した吉田委員の意見を紹介</li> <li>・質疑応答</li> <li>・一般廃棄物処理手数料（し尿）の改定は妥当なものと判断し、答申作成は会長に一任と決定</li> </ul> <p>議題4「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の審議会は、個別の審議案件が出た場合に開催</li> </ul> <p>会議終了後、会長から「一般廃棄物処理手数料（し尿）の改定について」市長に答申</p>
委員	<p>質疑応答</p> <p>（個別案件「一般廃棄物処理手数料（し尿）の改定について」）</p> <p>現在の条例中に「36 リットルにつき 580 円」とあるが、580 円の意味とは何か。</p>
事務局	<p>合併前のかかなり古い数字で、当然に原価計算をしていたと思うが、算出根拠を調べたが解明できなかった。</p>
委員	<p>一般家庭1便槽 2,000 円の根拠は、1リットル 43 円の原価で算出した3,560 円に、60%の受益者負担をしてもらうと、2,136 円になるが、近隣市との均衡を考慮し、2,000 円にしたということで良いか。</p> <p>そのとおりである。</p>
事務局	<p>事業者については、100%受益者負担の考えで算出したのか。</p>
委員	<p>そのとおりである。</p>
事務局	

委員	<p>一般家庭の有料化は、8人家族でも1人住まいでも、1便槽当たり2,000円ということか。</p> <p>そのとおりである。</p>
事務局	<p>人数割りの料金にした方が、本当は良いと思うが。</p>
委員	<p>世帯内での異動もあり把握しにくいので、近隣市でも同様な形を取っている。過去に調べたことがあるが、3～5人世帯が大半である。</p>
事務局	<p>事業所の数はかなりあるのか。</p>
委員	<p>約10件である。</p>
事務局	<p>一般世帯に入っている事業所なのか。</p>
委員	<p>一般世帯以外である。事業系というのは、住民票を置かない飲食業の店舗やタクシー待合所、工事現場等の仮設トイレを含んでいる。</p>
事務局	<p>シールによる料金徴収とはどういう仕組みか。</p>
委員	<p>シールの販売場所は、酒屋か米屋である。そこに市が印刷したシールを渡し、市民がそれを購入し、収集する際に業者に渡す。不在時はトイレの近くに貼っていただく等、業者と市民の話し合いになると思う。</p>
事務局	<p>収集は定期的なのか。</p>
委員	<p>収集日は月に1回決まっており、変更になっても2日程度である。</p>
事務局	<p>この改定については、条例、規則を改正し、早くても来年1月になるということか。</p>
委員	<p>条例の改正後、周知期間が必要で、個別に通知を出すことを考えているが、それに1ヵ月程度要すると考えている。</p>
事務局	<p>対象者の件数は、他市と比較してどうなのか。</p>
委員	<p>市の規模の問題や公共下水道の供用開始時期が違うので、一概には言えないが、少ないと考えて良いと思う。</p>
事務局	<p>現在、し尿はどのように処理されているのか。</p>
委員	<p>ごみ、し尿を処理している東久留米市の柳泉園に運び、し尿を脱水処理や薬剤処理等を行って下水管に放流し、清瀬市の下水処理場に入るというシステムである。</p>

事務局	
委員	<p>原価計算は別として、実際のごみ処理を考えた時に、1便槽 2,000 円という金額は、イメージとして市民は高いと感じるのではないか。その点を考えて、一般の市民に、きちんとした原価計算の説明ができるのか。</p>
事務局	<p>前回会議で、資料5ページの「多摩26市し尿処理手数料調べ」を見ると、柳泉園組合の構成市である清瀬市、東久留米市ともに1回 2,000 円となっている。構成市も各市で料金を決めることになっているが、違う料金設定をすると住民格差が生まれることになる。小平市、福生市、東大和市、武蔵野市も 2,000 円であり、一般的な料金であると思う。</p>
委員	<p>シールによる料金徴収について、少ない件数で専用シールを作るとコストがかかると思うが、他市も同じように専用のシールを作っているのか。</p>
事務局	<p>「し尿処理券シール」と書いてある専用のシールを作っている。</p>